### [資料] (翻訳)

### 侵略犯罪に関する「カンパラ合意 (Kampala Compromise)」

クラウス・クレス レオニー・フォン・ホルツェンドルフ (訳 洪 恵子<sup>(1)</sup>・越智 萌<sup>(2)</sup>)

### 〈翻訳企画の趣旨〉

これは 2010 年に『国際刑事司法雑誌』 (Journal of International Criminal Justice, Oxford University Press) に掲載されたクラウス・クレス (Claus Kress, ケルン大学刑事法・国際法教授) とレオニー・フォン・ホルツェンドルフ (Leonie von Holtzendorff, ケルン大学博士課程) による「侵略犯罪に関するカンパラ合意」 ("The Kampala Compromise on the Crime of Aggression") の翻訳である (JICJ, vol. 8, no. 5, 1179–1217, 2010)。1998 年 ローマにおける外交会議で国際刑事裁判所 (International Criminal Court, ICC) を設立するための多数国間条約 (ローマ規程, Rome Statute of the ICC) が締結された際に、ICC は集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪という国際社会の最も重大な犯罪に対して管轄権を行使することが認められたが、侵略犯罪についてはその定義と管轄権の行使の条件を定める規定が採択された後にはじめて ICC が管轄権を行使できると定められた (ローマ規程第5条(2))。2010 年春にウガンダのカンパラで行われた第一回ローマ規程検討会議においてはこの侵略犯罪に関する定義と ICC が管轄権を行使するための条件について合意がなされた。

ところで侵略犯罪とは伝統的に「平和に対する罪」と言われたものに相当する。日本は 2007 年にローマ規程に加入しており、侵略犯罪に関する改正規定の受諾は日本にとっても重要な課題である。 クレス/ホルツェンドルフによる原論文はこのカンパラにおける合意について、その起草過程や交渉過程、さらにはそれが抱える法的論点について詳細に検討したものであり、全文を翻訳することは極めて重要であると思われた(ただし紙幅の都合上脚注は省略した)。同著者による同テーマではあるが別の論文の翻訳として「侵略犯罪に関するカンパラ合意——日本とドイツに示唆するもの」(フィリップ・オステン/小池信太郎(訳))(『ジュリスト』1421 号(2011 年))がある。

(なお、本翻訳は日本学術振興会・科学研究費補助金・基盤研究(A)「国際刑事裁判所規程の侵略犯罪 関連規定の総合的研究」の研究成果の一部である。)

### 要旨

「歴史的」という言葉は誇張されて使われがちだが、カンパラにおける2010年6月11日の第一回ローマ規程検討会議(Review

Conference)における侵略犯罪に関する一括 提案(package proposal)の採択は、この表現 に値する。この発展は何十年にもわたる準備 作業を終わらせ、ローマ規程を完成させるも のである。本稿の著者は、内部関係者の視点 から、「カンパラ合意(Kampala Compromise)」に至る主要な道のりを詳述、分析し、この合意決定を、もしさらに促進されたなら、Robert Jackson によって唱えられた有名なニュルンベルグの誓い(Nuremberg promise)の実現に最終的には至るだろう、飛躍的進歩として特徴づける。

### 1. はじめに

国際刑事裁判所規程 (ICC 規程) の最終草 案が外交会議に提出されたローマでの1998 年7月17日から18日の劇的な夜を、出席者 の誰もが忘れないだろう。時計は止められ、 最終合意一括提案の採択後、圧倒的大多数の 代表団は祝福に沸いた。第一回ローマ規程検 討会議が侵略犯罪について合意に達した. カ ンパラにおける 2010 年 6 月 11 日から 12 日 の夜も、同じく驚異的であった。 再び時計は、 第一回ローマ規程検討会議の終了予定時刻で あった真夜中で止められた。それからしばら くして、会議の議長であった Christian Wenaweser 大使が、だれも異議を唱えない ことを祈りつつ、会議場に合意を達成する「べ スト・アテンプト」を提出したとき、だれも その静寂が破られるかどうか確かではなかっ た。すべての注目が集められたフランスと英 国の大使が何の動きも見せなかったため、議 長が提案が採択されたことを宣言するための ハンマーを振り上げようとしたときだった。 突然、日本が旗をあげ、不満の声を上げた。 日本の代表が「大変心苦しいが、」という言葉 を使ったとき、会議は息をのんだ。同代表が、 懸念はあるが、日本はコンセンサスを壊すこ とを望んでいないと言うために発言を続けた とき、深い解放感はようやく訪れた。その直後、議長のハンマーは振り下ろされ、共有された喜びの爆発がおき、それに伴い Benjamin Ferenczの子息、Donaldがバグパイプを吹き鳴らした。

カンパラ検討会議の最高の絶頂が、こうし て十年以上前にローマで経験されたことを思 い起こさせる勝利の感覚を引き起こした一方 で、一つの明白な違いは注目に値する。ロー マと違い、カンパラでの決定はコンセンサス によってなされ、そして意思決定に正式には 役割をもたない非締約国である米国にとり. いくつかの重要な事項について対応するため の重大な試みがなされたことが実感されるも のであった。以下に続く本稿において、我々 は侵略犯罪に関して,一世紀にわたるに近い 議論がいかにしてカンパラで最高潮に達した かについての評価を行う。我々はまた、我々 の提案が、現れつつある国際刑事司法システ ムのさらなる強化に対する, 注目すべき飛躍 的進歩であることについての最初の検討を加 えることを試みる。

# 2. 創造的な先例と未決状態の数十年:ニュルンベルグからローマまで

もしニュルンベルグが厳密な意味で国際刑事法の始まりを記したとしたら、侵略犯罪はその結晶化の瞬間の最も核心的な部分であった。特に「全ての下位の犯罪を包含する犯罪とは、不正な戦争を起こす犯罪である」との米国の見解にリードされ国際軍事法廷(IMT)を設立したロンドン憲章は、「平和に対する罪」を含んでおり、IMTは、侵略戦争を行うことは「最高の国際犯罪(supreme

international crime)」であると位置づけた。その後すぐに、米国人の主任検察官 Robert Jackson は、「法的先例('a judicial precedent')」の力によって、侵略的戦争(aggressive war)の禁止は「制裁を伴う法」となった、と米大統領に報告した。しかし、侵略的な戦争に対する新しい国際刑事法は全ての違反者に対して適用されるだろうとの Jackson の有名な誓いは、この時からその後の数十年の間実現されないままになることを運命づけられていた。

国際連合(国連)総会がすぐにニュルンベ ルグ原則を国際法であると認定したという事 実. そして東京判決がニュルンベルグの先例 に従ったという事実にもかかわらず、「最高 の国際犯罪」は定義されないまま残ったとい うだけでなく、さらにこれらの原則の法典化 の企図の実現に対する障害物へとすぐに変化 してしまったのである。国連憲章第39条の 意味における「侵略行為 (act of aggression)」 の定義のコンセンサスによる採択を通じて. 1974年にこの障害物は取り除かれたかのよ うに見えたにしても, 実際はなにも変わらな かった。国際法委員会 (ILC) の人の平和と 安全に対する罪の法典草案第16条が、侵略 犯罪は国際法に基づく犯罪を構成することを 確認する一方. 1990 年代以降. 侵略犯罪を含 む大規模犯罪 (macro-criminality) の具体的 状況を扱うための国際的もしくは国際化され た刑事法廷は一つも設立されなかった。事項 的管轄権の範囲におけるこの犯罪の欠如は. サダム・フセインによって行われた犯罪を訴 追するためにイラク特別裁判所(後にイラク 高等裁判所と改名された)が設立されたとき に最も顕著となった。侵略犯罪に対する国際 法は眠りについたままだった。

ICC 規程の採択は、その部分的な目覚めを呼び起こしたにすぎなかった。それはもう一度、この犯罪の定義について合意することが不可能であること、そして、裁判所におけるこの犯罪の手続きに関する安全保障理事会の可能な役割に関しても、国家間で意見が割れていることを証明した。しかし、侵略犯罪はICC の事項的管轄権の一部となるべきであるということは広く信じられてもいた。このことがICC 規程の第5条(1)(d)と(2)に含まれる妥協という結果を導いた。その内容は以下のとおりである。

1. 裁判所の管轄権は、国際社会全体の 関心事である最も重大な犯罪に限定す る。裁判所は、この規程に基づき次の犯 罪について管轄権を有する。

. . . . . .

### (d)侵略犯罪

2. 第 121 条及び第 123 条の規定に従い、侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国連憲章の関連する規定に適合したものとする。

この解決は、裁判所が少なくとも次の7年間 侵略犯罪について管轄権を行使することを排 除するものであった一方、ICC 規程の第5条 (1)(d)は慣習国際法の下でこの犯罪が存在する ことを黙示的に確認した。侵略犯罪に関する ローマ合意は以下の会議の最終文書(Final Act)決議 F 第7パラグラフによって補完さ れた。

(準備)委員会(the Preparatory Commission)は、侵略犯罪の定義と犯罪構成要件(文書)および国際刑事裁判所がこの犯罪について管轄権を行使するための条件を含む侵略に関する規定についての諸提案を準備する。委員会はこの規程へ含むことが受け入れ可能となる規定に到達することを目的として、検討会議において締約国会議にその諸提案を提出する。侵略犯罪に関する諸規定は、この規程の関連規定に基づいて締約国に対し効力を持つ。

3. 合意への道:ローマからカンパラまで

A. 2002 年ディスカッション・ペーパーと2009 年提案

上記のようなマンデートに従い、ICC 準備委員会はこの問題を取り上げた。同委員会は、1999 年春から 2002 年夏の間に 10 回の会期(session)を開いた。その第三回目の会期において、侵略に関する特別部会を創設した。これは、最初は Tuvako Manongi(タンザニア)に、のちには、現在 ICC 裁判官を務める Silvia Fernandez de Gurmendi(アルゼンチン)によって率いられた。この作業部会は重要な進展はもたらさなかったが、その努力は 2002 年7月11日の調整官(Coordinator's)ディスカッション・ペーパー(以下、2002 年ディスカッション・ペーパー)において、有用な主な諸立場の要旨として結実した。この

文書は次の議論のパラメーター形成に役立つ ものであったため、その関連部分は全体が参 照されるに値するものである。

1. この規程の適用上、国家の政治的又は軍事的行動を実質的に管理し又は指導する地位にあるとき、その者が、その性質、重大性及び規模において国連憲章の甚だしい(flagrant)違反を構成する侵略行為(act of aggression)の計画、準備、開始又は実行を、意図的に又はそのような行為と知りつつ命令又はそのような行為に参加した場合に、当該者は「侵略犯罪('a crime of aggression')」を行ったとする。

選択肢 1:「特に、侵略戦争(war of aggression)、又は、他国の領域やその一部の軍事占領の成立や併合を目的とするかそのような結果をもたらす行為のような」を追加する。

選択肢2:「侵略戦争にあたる(amount to),又は他国の領域やその一部の軍事占領の成立や併合を目的とするかそのような結果をもたらす行為を構成する」を追加する。

選択肢3:上記のどちらも追加しない。

2. 1の規定の適用上、「侵略行為」とは、 関係国家によって行われたと決定された、1974年12月14日の国連総会決議 3314 (XXIX) に規定する行為を意味する。

選択肢1:「第4パラグラフと第5パラグラフに従い」を追加する。

選択肢2:「国連安全保障理事会の先行

決定があることを条件として」を追加する。

- 3. 規程第25条3項, 第28条, 第33条 は侵略犯罪には適用しない。
- 4. 検察官が侵略犯罪に関する捜査を開始しようとするときは、第一に、関係国の侵略行為を安全保障理事会が決定しているかどうかを確認する。安全保障理事会の決定がない場合には、裁判所は、裁判所に係属する事態を、安全保障理事会が

選択肢1:国連憲章第39条に基づき選択肢2:国連憲章の関連する規定に従い

適切な行動を取ることができるように安 全保障理事会に通知する。

5. 安全保障理事会が国家による侵略行 為の存在を決定しない場合:

修正提案(a) 又は通知の日から6ヶ月以内に規程第16条を行使しない場合.

修正提案(b) [修正提案(a)] を取り除く。 選択肢1:裁判所は事件につき手続きを 開始する。

選択肢2:裁判所は事件を棄却する。

選択肢3:裁判所は、憲章第12条,第14条,第24条の規定を考慮し、国連総会に対し、[12] ヶ月以内に勧告をするよう要請する。このような勧告のない場合、裁判所は事件につき手続きを開始する。

選択肢4:裁判所は.

修正提案(a) 総会に,

修正提案(b) 安全保障理事会に, いずれ

の9カ国の投票により.

侵略行為が関係国家によって行われたか 否かについての法的問題について,憲章 第 96 条および国際 (訳注:司法)裁判所 規程第 65 条に従い,国際司法裁判所の 勧告的意見を求めるよう要請する。裁判 所は,国際司法裁判所が,侵略行為が関 係国によって行われたとの勧告的意見を 出した場合に事件につき手続きを開始す る。

選択肢5:裁判所は、国際司法裁判所が、 その規程の第2章に基づいてなされた手 続きにおいて、関係国によって侵略行為 が行われたとしたことを認定した場合 に、手続きを開始する。

2002年7月1日のICC 規程発効の直後、締約国会議(ASP)は、侵略犯罪についての作業を続け、完了することに対する強い要望を表明した。その結果、ASPは「侵略犯罪に関する特別作業部会」(SWGCA、以下、特別作業部会)を設立した。この部会は2003年9月に最初の会合を行い、2009年2月にその作業を終了した。特別作業部会によって精緻化された侵略に関する規定の提案(以下、2009年提案)は「侵略犯罪の交渉における分岐点」を意味し、カンパラ合意への道を開いた。特別作業部会の2009年提案は以下の通りである。

- 1. 規程第5条2は削除される。
  - 2. 下記の文言が規程第8条の後に挿入される。

### 第8条の二 (bis)

### 侵略犯罪

その性質,重大性及び規模により国連憲章の明白な違反を構成し、国家の政治的若しくは軍事的行動を実質的に管理若しくは指導する立場にある者による侵略行為の計画、準備、開始又は実行である。2.1の規定の適用上、「侵略行為」とは、一国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、または国連憲章と両立しないその他の方法による武力の

行使である。戦争宣言の有無にかかわら

ず. 以下の行為は 1974 年 12 月 14 日の

国連総会決議 3314 (XXIX) に従って侵

略行為とみなされる。

1. この規程の適用上、「侵略犯罪」とは

- (a)一国の兵力による他国の領域への進入若しくは攻撃、一次的なものであってもこのような進入若しくは攻撃の結果として生じた軍事占領又は武力の行使による他国の領域の全部若しくは一部の併合;(b)一国の兵力による他国の領域に対する砲爆撃又は一国による他国の領域に対する兵器の使用;
- (c)一国の兵力による他国の港又は沿岸の 封鎖;
- (d)一国の兵力による他国の陸軍,海軍若 しくは空軍又は船隊若しくは航空隊に対 する攻撃;
- (e)受入国との合意に基づきその国の領域 内に駐留する軍隊の合意に定められた条件に反する使用又は当該合意終了後の当 該領域内における当該軍隊の駐留の継 続:
- (f)他国の使用に供した領域を, 当該他国

が第三国に対する侵略行為を行うために 使用することを許容する国の行為:

(g)前記の諸行為に相当する重大性を有す る武力行為を他国に対して実行する武装 部隊,集団,不正規兵又は傭兵の国によ る派遣若しくは国のための派遣又はこの ような行為に対する国の実質的関与。

3. 以下の文言が規程第15条の後に挿 入される。

### 第 15 条の二 (bis)

### 侵略犯罪に対する管轄権の行使

- 1. 裁判所は、本条の規定の下、第13条に従い、侵略犯罪について管轄権を行使することができる。
- 2. 検察官が侵略犯罪について,捜査を 開始すべき合理的な基礎があると結論づ ける場合には,第一に安全保障理事会が 関係国によって行われた侵略行為の決定 を行ったかどうかを確認する。検察官は 国連の事務総長に対して,裁判所に係属 する事態を,関係情報と書類を含めて通 知する。
- 3. 安全保障理事会がそのような決定を 行った場合は、検察官は、侵略犯罪に関 して捜査を進めることができる。
- 4. (第1案 (Alternative 1)) そのような 決定がない場合、検察官は侵略犯罪に関 して捜査を進めることができない。

選択肢1 一ここで項を終える。

選択肢2 一以下を追加する。ただ し安全保障理事会が国連憲章第7章に基 づいて採択した決議において、検察官に 侵略犯罪に関する捜査を開始する要請を 行った場合はこの限りでない。 4. (第2案 (Alternative 2)) 通知後 [6] ヶ月以内にそのような決定がない 場合, 検察官は侵略犯罪に関して捜査を 開始することができる。

選択肢1 一ここで項を終える。

選択肢2 一以下を追加する。予審 裁判部が第15条に含まれる手続きに従 い侵略犯罪に関する捜査を開始すること を許可した場合

選択肢3 一以下を追加する。総会が第8条の二に規定される国家による侵略行為が行われたと決定した場合

選択肢4 一以下を追加する。国際 司法裁判所が第8条の二に規定される国 家による侵略行為が行われたと決定した 場合

- 5. 裁判所の外部の機関による侵略行為 の決定は、この規程の下での裁判所自身 の認定に影響を与えない。
- 6. 本条は、第5条に言及された他の犯罪にかかわる管轄権の行使に関する条項には、影響を与えない。
- 4. 規程第25条3の後に以下の文言が 挿入される。

### $3 \mathcal{O} = (bis)$

侵略犯罪に関しては、本条の規定は国家 の政治的又は軍事的行動を実質的に管理 し又は指導する地位にある者に対しての み適用されるものとする。

- 5. 規程第9条1の第一文は以下の文に より置き換えられる:
- 1. 裁判所は, 第6, 7, 8, 8の二条の解釈及び適用に当たり, 犯罪の構成要件に関する文書を参考とする。

- 6. 規程第20条3の柱書きは以下の項によって置き換えられるが、同項のその余の部分については変更はない。
- 3. 第6条から第8条の二までの規定によっても禁止されている行為について他の裁判所によって裁判されたいかなる者も、当該他の裁判所における手続きが[次のようなものであった場合でない限り]<sup>(3)</sup> 同一の行為について裁判所によって裁判されることはない。

### B. 特別作業部会内での作業の注目すべき 特徴

リヒテンシュタインの Christian Wenaweser代表が特別作業部会を取り仕 切った。Stefan Barriga が申し分ない立案者 (mastermind) を務めた素晴らしいチーム の支援もあり、Wenaweser は、権威と、専門 知識と、忍耐強さとよきユーモアの正しい組 み合わせを端的に表す熟練した方法で交渉を 導いた。リヒテンシュタインのチームは、待 ち受ける数多くの障害にもかかわらず、特別 作業部会にはその任務を完遂する現実的チャ ンスがあるという感覚を少しずつ広く行き渡 らせていった。早い段階で、作業の最も重要 な部分は非公式な形で(informal setting)行 うという適切な決定がなされた。2004年か ら2007年の間に開かれた会議の間、代表団 はプリンストン大学のウッドロー・ウィルソ ン・スクールでリヒテンシュタイン自決権研 究所とそのディレクターの Wolfgang Danspeckgruber の熱心なホスピタリティー を享受した。プリンストン・プロセスは、非 締約国の代表や関心を持つ NGO からの専門 家も議論において活発な役割を果たすことを

許す包括的なものだった。プリンストン・プ ロセスは、また特に透明性の高いものであっ た。その非公式な協議は一連の作業部会報告 書において広範囲に文書化され、数多くの学 術的会合によって補完された。このことは、 交渉が進展するに応じて、国際法学 (international legal scholarship) がそれを しっかりとたどり、継続的にコメントするこ とを可能にした。さらに、プリンストン・プ ロセスは、強い現実感覚を示しながら、法的 なそして技術的な問題に焦点をあてた。(つ まり) 安全保障理事会のありうべき役割とい う政治的な「難問中の難問」は無視されはし なかったが、この議題に関する相異なる凝り 固まった見解の対立を繰り返すことに時間は 比較的無駄にされることはなかった。そのか わり、そしてより実りのあることに、多くの 知的エネルギーは、政治的にはそれほど微妙 でない他の多数の問題についての意見の差異 を減少させることにあてられた。

(ところで)既存の慣習国際法の範囲内で侵略犯罪を定義づけることが、特別作業部会の受け入れられた包括的なガイドラインであるのかはあまり明確ではなかった。よく知られていることだが、ローマでは既存の一般慣習国際法に従ってICCの事項的管轄権内の犯罪をリストアップし定義するという合意があり、その合意は侵略犯罪についてもあてはまる。この基本的なアプローチはひとつの技術的な、そしてもうひとつの実質的な困難に直面した。第一に、多くの代表団が、侵略犯罪の定義について作業するに当たり、既に合意されたICC規程からの逸脱を可能な限り避けることを望んでいたことがすぐに明らかとなった。このことは、侵略に対する国際刑

事法が存在し始めた時には存在しなかった ICC 規程第3部に含まれる「総論的部分」と 一緒に適用されるための定義を定式化すると いう課題を創設した。第二には、そしてより 重要なことに、特に犯罪の国家の要素(state element of the crime)に関する慣習国際法の 正確な状態を確かめることが困難であったと いうことである。このことが、慣習国際法へ 言及することがローマにおけるよりはプリンストン・プロセスの間においておそらくあまり普通の事ではなかった理由を説明する一方、ニュルンベルグや東京の先例(precedents)が、同犯罪の定義において決定的なガイダンスを提供する事に関しては一度も争われなかったのである。

## C. 争点となった問題の三つの「バスケット」

特別作業部会では、その作業はすぐに三つの「バスケット」に分業化された。すなわち、個人の行為、国家の行為、そして管轄権の行使条件である。

### 1. 個人の行為

これらのバスケットの一つめについて、合意は最も簡単に達せられた。いくつかの議論の後、2002年ディスカッション・ペーパーで提案された「一元的('monist')」アプローチを放棄することが決定された。そのアプローチでは、個人が犯罪行為を実行したとするために必要な行為を表現するために、包括的(catchall)用語である「積極的に参加する(actively participates)」を使用していた。このアプローチを放棄する代わりに、ICC 規程の第3部から可能な限り逸脱しないという

受け入れられた指導原理(guiding principle)に沿って、「計画、準備、開始又は実行」というニュルンベルグ定式(Nuremberg formula)が使われることになった。行為についてのこの表現は ICC 規程第 25 条(3)に列挙された様々な参加(participation)の類型と合わせて読まれなければならない。まさに参加にはさまざまな類型があるというこの区別によってこのアプローチは「多元的('differentiated')」とラベルづけされたのである。

早くから、侵略犯罪は完全なリーダーシッ プ・クライムであるという確かなコンセンサ スが発展していた。2002年ディスカッショ ン・ペーパーと 2009 年提案の両方が. 「国家 の政治的若しくは軍事的行動を実質的に管理 若しくは指導する立場にある者」という条文 によりリーダーシップ要件を表現した。ニュ ルンベルグに遡ることができるこの方式は. 侵略犯罪を他の国際法上の犯罪から区別す る。「多元的」アプローチに賛成する決定が なされたので、ICC 規程新草案第 25 条(3)の 二(bis)によってリーダーシップ要件の絶対 的な性質を表現することが必要になった。こ の規定は、侵略国の軍務に服する通常の将兵 は、ICC 規程第25条(3)(c)にしたがって幇助 者や扇動者と認定されることはないことを明 らかにしている。

2002 年ディスカッション・ペーパーの第三パラグラフに意図されていたこととは逆に、ICC 規程第3部に含まれる他のどの規定も、侵略犯罪に関しては適用不可とも適用可能ともされていなかった。これらの規定が侵略事件に実際的関連をもつ範囲は、それぞれの個別の規定によって決定されなければならない。ICC 規程の第28条と第33条が実際的な

関連性を持つことはほぼあり得ない。2002年ディスカッション・ペーパーとは逆に、2009年提案は同犯罪の主観的要素(mental element)を定義しておらず、ICC 規程の第30条の適用に依存している。ただし我々がのちに検討する侵略犯罪に関する構成要件要素草案(Draft Elements of crime of aggression)は、ICC 規程第8条の二草案と第30条の相互作用に関するいくつかの示唆を含んでいる。

### 2. 国家の行為

今日、特に国連安全保障理事会が大規模な 国境を越えて展開する非国家的暴力 (transnational non-state violence) を国際の 平和に対する脅威と認定する用意ができてお り、このような暴力はしばしば国連憲章第51 条の意味における武力攻撃にあたると認定さ れていることを考えると、侵略犯罪は国境を 越えて展開する民間組織のいくらかの暴力行 為を含むまで広げられるべきとの政策的議論 はなされうる。しかし、侵略犯罪に関する交 渉の文脈では、諸国家は現存する慣習国際法 の範囲内に留まることを決め、また2002年 ディスカッション・ペーパーは、 同犯罪の集 団的構成要素 (collective component) を国家 の行為に制限した。国際的に違法な国家の行 為を要件とすることは、国際法上の他の犯罪 と比較して、侵略犯罪の(リーダーシップ要 件に加えて)もう一つの独特さを構成する。

交渉の初期段階において、侵略犯罪の基礎となる国家の行為は、武力の違法な行使 (illegal use of armed force) でなければならないことは明白となった。つまり侵略犯罪に対する第二次的規則 (secondary norm) に

よって守られる国際法の第一次的規則 (primary norms) は、国連憲章第2条(4)に 含まれる武力の行使の禁止および一般慣習国 際法による同様の禁止である。その了解だけ が、国家の行為に関する交渉のなかで異論の ない側面であることがのちに明らかになっ た。最も困難で、活発に議論され、密接に相 互に関係する二つの争点は、侵略の犯罪化と いう特定の目的のためにいかに武力(armed force)の違法な行使(illegal use)を最適に定 義するかという問題に関連していた。

第一に. (総会)決議 3314 の附属書におけ る「侵略行為」の定義に言及するべきかどう かに関して、第二に、侵略犯罪の適用の範囲 は国家による違法な武力の行使の一定の形態 に限定されるべきかどうかに関して大きく異 なる諸見解が表明された。非常に複雑な事態 を簡潔にするため、ある集団 (camp) (非同 盟諸国の多くを含む) は決議 3314 の附属書 第3条に含まれる行為のリストに何らの追加 的敷居なしで言及するというより包括的な定 義を好んだが、一方で他の集団(多くの NATO 国家が属していた)は、犯罪行為につ いてはより高い敷居があるべきことを主張し た。ことは微妙な問題に関係することを考え ると, 特別作業部会が国家の行為に関して, 両方の立場の要素を合わせた定義に関する合 意に達成したことは注目に値する。つまりこ の合意は、決議 3314 に敷居要件を加えて言 及するというものである。

第8条の二(2)において決議 3314 へ言及するということはそれ自体, 競合する見解の最も注意深く起草された和解を構成している。この言及の最初の文は,決議 3314 の附属書第1条から転用されたのであるが, 柱書き

(chapeau clause) として機能している。第 二文は決議 3314 の附属書第3条に含まれる 行為を列挙した柱書きの意味を明らかにして いる。この起草技術によって、裁判所が、も しある国家の行為が列挙された例の一つに当 てはまらないとしても、 柱書きの要件には当 てはまると決定することを可能にすることに なる。最終的に、第8条の二(2)の第二文に 「1974年 12月 14日の国連総会決議 3314 (XXIX) に従い」との文言が追加されたこ とは、決議 3314 の附属書の第1条から第3 条以外の規定が ICC に関連するようになる か、また関連するとすればどのように、とい う問題を残すという点で解釈上の不明瞭さを 残している。この問題に答える際、裁判所は 特に、ICC 規程第67条(1)(i)や第21条(3)に言 及されている関連する人権基準を含む規範的 枠組みによって導かれるだろう決議 3314 の 附属書第2条は(武力の最初の使用が侵略行 為の一応の証拠となると規定して、最初の使 用に) 一応の法的効果を与えているが (prima facie effect). これは安全保障理事会による決 定において認められるのであって、ICC の司 法的作業を導くものとはならない。

その思慮に富んだ論文において Michael Glennon は、違法性の要件(requirement of illegality)を含んでいないことから、2009 年提案の第8条の二(2)における「侵略行為」の定義を批判した。彼は次のように主張する。つまり自衛としてとられた軍事行動もこの定義案の(推論された)解釈として(by implication)侵略行為として認定されるかもしれないと。この批判は、起草の困難さを正しく強調するが、より綿密な検討を行えば、根拠がないことが明らかとなる。起草上の問

題は、決議 3314 の付属書の第1条から第3 条が,「侵略行為」('act of aggression') とい う言葉を、自衛権といった武力の行使の違法 性を阻却する根拠を考慮することなく「侵略 行為」という用語を定義しているように見え る事実から生ずるものである。これらの根拠 は、「この定義のいかなる規定も、武力の行使 が合法的である場合の規定を含め、憲章の範 囲をいかなる意味においても拡大し、または 縮小するものと解してはならない」と規定す る決議 3314 の附属書第6条においてのみ示 唆されている。この決議 3314 の附属書の構 造は、第6条に示唆されたような武力の行使 の法的正当化が存在する場合であっても. 第 1条から第3条の意味における「侵略行為」 を認定することを可能としている。Glennon が正しく述べているとおり、「合法な侵略行 為」(lawful act of aggression) というものを 解釈上認めることができてしまうという非常 に扱いにくい可能性は、2009年提案の第8条 の二に今や含まれることになった。しかし. このような奇妙さの認識は、決議 3314 の附 属書の第1. 第3. そして第6条を調和的に 解釈するという方法によって避けられうる し、調和的に解釈することは同じ付属書の第 8条によっても要請されているのである。武 力の行使の違法性を阻却する根拠を規定して いないということは、決議 3314 の附属書に 定義された「侵略行為」の概念の暗に示され た否認的な要素を構成する。このように侵略 行為を解釈することは「1974年12月14日の 国連総会決議 3314 (XXIX) にしたがって」 いるものであることから、それは2009年提 案の第8条の二草案においても採用されるべ きである。さらに加えて、2009年提案の第8

条の二草案はそれ自体では「侵略行為」へのいかなる法的帰結も与えていないことを強調しておく必要もあろう。「侵略行為」は 2009 年提案における侵略犯罪の国家の行為要素の二つの必要不可欠な要素のうちの一つでしかない。この定義の適用上、第8条の二(2)草案における「侵略行為」の「部分要素」(subelement」は、第8条の二(1)草案における「明白な(manifest)違法性」というもう一つの「部分要素」から切り離されることはできず、一緒に読まれなければならない。

多くの理由から、決議3314への単なる言 及という方法によって侵略犯罪の国家の行為 要素を定義するのは非常に問題であっただろ う。決議 3314 の附属書第 1 条から第 3 条に 含まれた「侵略行為」の用語の定義は、それ がのちに国際刑事法における侵略犯罪の国家 の行為要素を定義するのにつかわれるという 了解で書かれたものではない。この共有され た了解の欠如は決議自身によって明らかにさ れているのであり、附属書の第5条(2)の第一 文は国際平和に対する犯罪として「侵略戦争」 ('war of aggression') に言及するだけなの である。このことや他の理由によって、決議 3314の付属書の第1条から第3条が一般慣 習国際法にもとづく侵略犯罪の国家の行為要 素を具現化すると主張することは困難であ る。

さらに、決議 3314 への単なる言及は、侵略 犯罪を定義づけるすべての試みに対する根本 的な挑戦に対し適切に対応してはいないであ ろう。関係する国際法の第一次的規則、つま り国連憲章や慣習国際法に基づく武力の行使 の禁止は、その核心的な内容においては明ら かであるとしても、法的論争があるグレー・ エリアに囲まれていることは否定しえない事実である。このことが確かに平和と安全についての現在の国家間の法の不完全さを構成するとしても、国際刑事法という裏口を通じて救済されうるものではない。決議3314への単なる言及は、そのため(「カンパラ合意」の準備へのノルウェーの中心的担当者(focal point)であった Rolf Fife 大使の言葉を借りれば)、「盤石な基礎」に侵略犯罪の定義を置かず、その結果 ICC が「政治の」のフォーラムとなる危険にさらす、非常に深刻な危険を生ずる。

これらの懸念にかかわらず、圧倒的大多数 の国家は「侵略戦争」('war of aggression') という古典的概念を持ち続けることより、む しろ決議 3314 に言及することを好んだ。同 時に、決議 3314 への言及は、合意に達成する ためには修正を加える必要があることがすぐ に明確となった。その点において、交渉担当 者たちには、基本的に、厳しい集団的意図 (collective intent) の要件または敷居要件と の間の選択が残された。敷居要件は、国家の 武力の行使が十分に重大なものである (sufficiently serious) べきであり、その違法 性は合理的に議論の余地のないものである (reasonably uncontroversial) べきことを主 張する国家を満足させるだろうものであっ た。暫定的合意が第2案に基づいて最終的に 達成された。2009年提案における最終的な (in fine) 第8条の二(1)草案は, 侵略行為は, 「その性格, 重大性, 規模において (by its character, gravity and scale) 国連憲章の明 白な (manifest) 違反を構成する」ことを最 終的に要件とする。「重大性」と「規模」の基 準は「十分な重大性」(sufficient seriousness) の要件を含む一方で、「性格」の基準は(主に) 上で述べた「グレー・エリア」の問題に関連 する。

おそらく 2009 年提案の第8条の二草案の 国家の行為要素の形成は全員を完全に満足させるものではなかっただろうが、それは最終 合意案(final package)への明らかに最も有力な候補として出現し、そのために括弧 (brackets)なしでカンパラへ送られた。

### 3. 管轄権を行使する条件

政治的観点からは、安全保障理事会のあり うべき役割というのが交渉におけるもっとも 繊細な問題となった。ILC の 1994 年 ICC 規 程草案第 23 条(2)は、侵略犯罪に関する ICC における手続を, 先行する安全保障理事会に よる侵略行為の決定に依拠するものとするこ とを提案していた。しかしこの提案は安全保 障理事会の構成国とその他の構成国でない 国、特に安全保障理事会の常任理事国と他の 国家との間の実質的な不平等を規程に導入す るものだとして ILC 内部において批判を引 き起こした。この批判は、交渉に参加した国 家の圧倒的大多数にも共有され、したがって ILC 内の批判家たちが、このような解決は「規 程に対する国家のもっとも広く可能な支持を 促進しない」と予見したことは正しかった。 侵略行為に関する決定を 1994 年 ILC 規程草 案において提案されたように安全保障理事会 が独占すること (monopoly) が正当なのかど うかの問題は、過去10年以上多大な注目を 集めてきたのであり、我々はこの議論をここ で繰り返すことは望まない。この問題に関す る広範に行われてきた国際的な学術的議論の 観点からすると、問題となっている独占を安

全保障理事会に与えることを、国連憲章第39条もICC 規程第5条(2)も交渉担当者たちに要求していないという説得力ある主張がありうるということを言えば十分である。

しかしながら、安全保障理事会の常任理事 国は ILC 提案を採り上げ、交渉の最後の数分 まで、可能な限り最も強い気力をもってそれ を擁護した。一端には五つの常任理事国の独 占の主張があり、他方の一端には ICC 規程第 16条においてすでに認められている以上の 役割は安全保障理事会に与えないという主張 との間の広い溝を橋渡しする解決に合意する ことは、並はずれた挑戦をもたらした。2009 年提案における第15条の二(4)草案の代替的 定式化は様々な選択肢をおいており、特別作 業部会が、予期されえたとおり、この「難問 中の難問」を解決することができなかったこ とを示していた。したがって、安全保障理事 会の役割という非常に対立の強い争点はカン パラの終盤戦における決定に委ねられたので ある。

ただし2002年ディスカッション・ペーパーと、もう一方の2009年提案のそれぞれに含まれている選択肢との間を比較してみると、特別作業部会がどれほどこのもっとも困難な領域まで到達したかを物語っている。第三の「バスケット」についての作業における特別作業部会のもっとも重要な成果は、侵略に関する手続きに対する安全保障理事会のいかなる役割も手続的なものに限られる、という合意を達成したことである。特別作業部会のメンバーは、個人の刑事責任を立証するという特定の目的のためには、ICCのみが侵略犯罪の国家の行為要素(state conduct element)が認められるかどうかを決定する、というこ

とに合意した。つまり「裁判所以外の機関による侵略行為の決定はこの規程のもとでとる裁判所自身のいかなる結論にも影響を及ぼすものでない」、つまりこのことは、特に決議3314の附属書の第2条と第4条において予見された、侵略行為の(不)存在に関する安全保障理事会の決定は、ICCについては拘束力を持たないことを明らかにしている。第三の「バスケット」における第二の重要な成果は、ICC規程第13条に列挙された三つのトリガー・メガニズムは、侵略犯罪にも適用されるという事実についての合意を保証したことであった。2009年提案の第15条の二がこの合意を明示した。

特別作業部会における交渉が長くなるにつ れ、安全保障理事会のありうべき役割につい ての論争は、管轄権行使の条件に関連する他 の問題に密接に関連していることがより一層 明らかとなった。これは、裁判所が、侵略国 と疑われる国家が侵略犯罪の新しい(諸)規 定に同意していなかった場合であっても、侵 略犯罪についての管轄権を行使する権限を持 つべきかという問題であった。もし侵略犯罪 に関する新しい(諸)規定に侵略国と疑われ る国家が同意していなければ手続は開始され えないことが合意されたら、安全保障理事会 の常任理事国にとって、たとえ安全保障理事 会の同意がなくとも ICC の手続きが開始さ れることを許容することはより容易であるだ ろうとみなすことは非合理なことではない。 このことは、侵略犯罪に関して ICC の管轄権 を安全保障理事会に基礎を置くもの (Security Council-based) と. 同意に基礎を 置くもの (consent-based) との組み合わせの 上に成り立つことになった結果的に最終的な

妥協 (compromise) の可能性の前兆となった。 しかしこのような妥協への道のりは、政策 と法の両方の理由により、明確なものからは ほど遠かった。政策的観点から、多くの代表 団は(非同盟国家グループからだけでなく) いかなる修正もなしの ICC 規程第12条の適 用を好んだ。(これに対して)(手続開始に対 する安全保障理事会の同意がない場合におい ては) 侵略犯罪に対する ICC の管轄権は国家 の同意を条件とするべきだと考える立場は、 主に ICC 規程第 121 条(5)の第二文がこのよ うな法的解決を要求しているという主張に 依っていた。しかしこの主張は関連する条文 の解釈という点から、そして新しい(諸)規 定に対する第121条(5)の適用可能性に関して も、非常に論争のあるものであった。この論 争は、侵略に関する手続に対する国家の同意 (consent) の役割と、侵略犯罪についてのい かなる新規定の効力発生に関する ICC 規程 第5条(2)と第121条の「根本的曖昧さ」 ('fundamental ambiguity') から生ずるもの である。交渉の最終段階を完全に理解するた めに、そして複雑な「カンパラ合意」を全体 的に正しく評価するために、ICC 規程第121 条と合わせて読まれた場合、ICC 規程第5条 (2)には四つの異なる解釈が特別作業部会にお いて提案されたことを心に留めておかなけれ ばならない。

(まず第一に)「採択モデル」('Adoption Model') は、ICC 規程第 121 条(3)の適用だけから構成されており、次のように規定する

締約国会議の会合又は検討会議における改正の採択については、コンセンサス に達することができない場合には、締約 国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

「採択モデル」の下では、新(改正)規定が 締約国会議の会合又は検討会議において採択 された場合は、裁判所は ICC 規程第12条に 従って侵略犯罪に対して管轄権を行使できる とする。この解釈は、ICC 規程第5条(2)の文 言に基づいており、それは ICC 規程第 121 条 (3)と同様に、「採択された」(adopted)という 言葉しか使用していないということを根拠と している。この解釈の問題は、ICC 規程は第 122条で「制度的な性質を有する規程の改正」 の場合でさえ採択(adoption)と発効(entry into force)を区別しているのに、もし侵略犯 罪に関しては ICC 規程は両者の区別をしな かったというなら驚きであることである。ま た、「採択モデル」によると、国家による侵略 犯罪に関する規定の批准が法的に不適切とな る。これは、事項の政治的重要性に鑑みて、 驚くべき結果である。

(第二に)「消極理解 (negative understanding) (で) 第 121 条(5) (を解釈する)」モデル」はその対極に置かれている。ICC 規程第 121 条(5)は以下の通りである。

第5条から第8条までの規程の改正 は、当該改正を受諾した締約国について は、その批准書又は受諾書の寄託の後一 年で効力を発生する。当該改正を受諾し ていない締約国については、裁判所は、 当該改正に係る犯罪であって、当該締約 国の国民によって又は当該領域国の領域 において行われたものについて管轄権を 行使してはならない。

「消極理解第 121 条(5)モデル」は、犯人 (offender) と疑われる者の国籍国である締 約国かまたはその領域で同犯罪が行われた締 約国のどちらかが侵略犯罪に関する(諸)規 定を受諾していないとき、 侵略犯罪について ICC が管轄権を行使することを排除する。こ の解釈の最初の、そして非常に重要な問題は、 ICC 規程第5条(2)は「発効」についてなにも 言及していないことである。一見したとこ ろ、後者の規定における言及を ICC 規程第 121条(5)に方向付けられたもの(第5条(2)に 発効について規定されていないのはそれは第 121条(5)に規定されているからだと)と読む のは難しい。しかし侵略犯罪に関する(諸) 規定が ICC 規程第 121 条(3)で規律されず, 何 らかのかたちで発効しなければならない改正 であるとしても、そのような改正が、ICC 規 程第 121 条(5)が要求するような「この規程の 第5条から第8条」についてのものであるか どうかは不明確なまま残る。問題となる改正 はこれらの規定には影響しないとも主張でき るし、もしくは、改正は管轄権の行使の(前 提)条件を扱っているので、これらの規定を 超えるものである、との主張がなされうる。 最後に、このモデルは侵略犯罪はリストに新 しく加えられた犯罪とは違って、ICC 規程第 5条(1)(d)によりすでに ICC 管轄権の一部で あるという事実を無視している。

(第三に)「積極理解 (positive understanding) (で) 第 121 条(5) (を解釈する) モデル」によると、ICC 規程第 121 条(5)の第二文は、非受諾締約国 (non-accepting States Parties) を、ICC 規程第 12 条(2)の適用上の非締約国 (non-State Parties) とまったく同じ基礎に置くという限られた効力しか持たない。これ

が意味するもっとも重要なことは、国籍国が 侵略犯罪についての(改正諸)規定を受諾し ていないときには ICC が侵略犯罪の容疑者 に対して管轄権を行使することが無条件に不 可能とされる、ということはないということ だ。むしろ、裁判所は、問題となる諸規定を 被害国さえ受諾していれば、ICC 規程第 12 条(2)に従って管轄権を行使する権限を持つこ とになる。

「積極理解第 121 条(5)モデル」により提案 されるような ICC 規程第 121 条(5)の第二文 の厳密でない読み方は、非受諾国と非締約国 の間の不公平な差別の問題を避けるものであ る。「消極理解第 121 条(5)モデル」はこの差 別問題に直面することは不可避である。我々 がさきほど見たように、このモデルの下では ICC 規程第 121 条(5)第二文は ICC 規程第 12 条(2)からの逸脱を構成する。しかしこの逸脱 は、ICC 規程第 121 条(5)第二文が締約国につ いてのみ言及していることから、締約国に関 してのみ適用されるように見える。差別問題 に陥らないというのは「積極理解 121 条(5)モ デル」の明らかな長所ではあるが、第二文の 「積極理解」は文言からは必然的には導かれ ないことは否定しがたい。この第121条(5)第 二文の「積極的」読み方について一般的な問 題に加えて、侵略犯罪という特別な事件にお いて適用するように考案されたモデルとして の「積極理解第 121 条(5)モデル」は、「消極理 解第121条(5)モデル」と同じ基本的困難に直 面している。すなわち、ICC 規程第5条(2)の 文言も ICC 規程第 121 条(5)の文言もどちら も侵略犯罪の特別な事件においてこの規定 (第 121 条(5)) を適用することを明確に提案 してはいないということである。

(第四に)「第121条(4)モデル」は、侵略犯罪についての(諸)規定をICC規程の改正と扱う。しかし上に述べた諸理由の少なくとも一つを理由として、それを規程第121条(5)の意味における「規程の第5条から第8条の改正」として行うのではない。このことからICC規程第121条(4)を適用することになる同規定は以下のとおりである。

改正は、5に規定する場合を除くほか、 国際連合事務総長に対する締約国の八分 の七による批准書又は受諾書の寄託の後 一年で全ての締約国について効力を生ず る。

これまで議論されてきたことから、「第121 条(4)モデル」もまた ICC 規程第5条(2)が表面 上、「採択」についてのみ述べているという問 題に直面することは明らかである。さらに侵 略犯罪に対する ICC 規程第 121 条(4)を適用 することの法的効果は、ICC 規程第 121 条(5) において想定されている新しい犯罪の導入 (の法的効果)と比較したとき、より奇妙と なる。ICC 規程第 121 条(5)第一文に従うと、 裁判所は最初の批准書の寄託の一年後にこの ような新犯罪について管轄権を行使できる一 方で. (第 121 条(4)の規定では) 侵略犯罪が ICC 規程第5条の下で裁判所の管轄権の一部 をすでに構成しているにもかかわらず、侵略 犯罪に対する裁判所の管轄権を成立させるた めに、なお締約国の八分の七の批准を必要と することになるからである。

残念ながら、以上述べてきた解釈上の非常 に興味深い問題は起草過程に頼っても解決さ れ得ない。(ICC 規程第13部の交渉に直接か かわった) Roger Clark が示したとおり、ICC 規程第5条(2)と第121条(それぞれはローマにおいて二つの異なる作業部会によって定式化された)はいかに併せて読まれるべきかについて、起草者たちに明確な意図というものはないのである。このような行き詰まりが見られるなかで、ゴルディオスの結び目を解くために(難題を一気に解決するために)、「特別な発効メカニズム」というものを定式化するべきだという合理的な提案は、カンパラよりもかなり前に、特別作業部会およびその外の両方においてなされた。

### D. 犯罪構成要件に関する文書草案に関す る合意

ローマ会議の最終文書決議Fは、締約国に 対し、ICC 規程第9条の意味における犯罪構 成要件に関する文書 (Elements of Crimes) もまた採択することを指示していた。それに 応じて、侵略犯罪に関する準備委員会の作業 部会は、構成要件要素がどのようなものにな りうるかについていくらかの考えを提供して おり、その草案は2002年ディスカッション・ ペーパーに含まれていた。構成要件要素につ いてのさらなる作業は、第8条の二草案につ いての暫定的合意が成されるまで一時停止さ れた。この合意が2009年に達されたとき. オーストラリアとサモアの代表団は, 新草案 の準備のイニシアティブをとった。2009年 4月に、この草案はスイスによって非公式リ トリートがモントルーで開催された間、集中 的な議論の対象となった。この会合から結果 としてまとめられた文言と詳細な説明は. 2009年6月, ニューヨークのプリンストン・ クラブにおける会期間会合で全ての代表団に

提示された。同会合において、カンパラにおいて下記の構成要件文書が合意されるよう、 暫定的合意が達成された。

序文

- (1)第8条の二2に規定される行為のいずれも侵略行為とみなされると理解する。
- (2)実行者が武力の行使が国連憲章と両立しないかどうかに関する法的評価を行ったことを証明する必要はない。
- (3)「明白な」("manifest") という語は客 観的要件である。
- (4)実行者が国連憲章の違反が「明白な」 性質のものであったかどうかに関して法 的評価を行ったことを証明する必要はな い。

### 構成要件

- (1)行為者は侵略行為を計画し、準備し、 開始し又は実行した。
- (2)行為者は侵略行為を行った国家の政治 的または軍事的行為を実質的に管理し又 は指導する地位にある者(脚注省略)で あった。
- (3)侵略行為,すなわち一国による他国の主権,領土保全若しくは政治的独立に対する,または国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使が行われた。
- (4)行為者はそのような武力の行使が国連 憲章と両立しないことを確立させる事実 の状況を了知していた。
- (5)侵略行為は、その性質、重大性及び規模において国連憲章の明白な違反を構成していた。

(6)行為者は、このような国連憲章の明白 な違反を確立させる事実の状況を了知し ていた。

侵略犯罪の構成要件文書草案は、同犯罪の 定義を専ら扱う。それらはICCの管轄権の 対象である他の犯罪に関する構成要件文書の 構造を一般的に踏襲しており、それらの構成 要件文書の「総論的序文」('General Introduction')に照らして読まれるように なっている。侵略犯罪の構成要件文書草案は 定義のカギとなる重要な概念をはっきりと定 義することを試みることを差し控えている一 方で、二つの重要な明確化を提供している。

構成要件第3は、国家の行為は実際に起き なければならないことを明確にしている。そ の結果. 侵略行為の計画や準備の初期段階で の個人の行為は、明白に違法な国家の行為が 実際に起こる時にのみ、個人の刑事責任を生 じさせる。ここで再び、諸国家は、これまで の慣習国際刑事法の範囲内に留まろうとする 意思を見せた。完結していない国家の行為の 少なくともいくつかの場合には、参加 (participation) が ICC 規程第 25 条(3)(f)に おける未遂(attempt)の規定によりカバー されるのではないかという問題は残ってい る。(しかし) それは「未遂」の概念を非常に 拡大して適用することの結果であろうし、こ の条項の起草者の一人は「集団的未遂行為」 ('attempted collective act') という観念につ

構成要件文書の第4と第6は序文の第2, 第4パラグラフと合わせて読まれるのであ り、(そうすると) ICC 規程第32条(2)が侵略 犯罪についてどのように適用されるのかに関

いて深刻な疑念を表している。

する重要な明確化を提供する。国家による武 力の行使の明白な違法性に対する錯誤 (mistake) は、刑事責任を阻却する根拠と はならないと規定している。一見すると、錯 誤に依拠する可能性を排除することは問題の ある厳しいもののように見える。しかし、明 白な違法性という客観的要件は、国家の行為 要素から武力の行使の禁止の「グレー・エリ ア」に当てはまるいかなる武力の行使もすで に排除する効果を持っている。そうだとする と明白な違法性という客観的要件は、法的に 論争となりうる事例では法の錯誤抗弁 (mistake of law defence) と同様の機能を (部分的に) 果たす。したがって追加的な法 の錯誤抗弁というものは必要でも望まれるも のでもないのである。

### 4. カンパラにおける終盤戦

侵略犯罪特別作業部会がその 2009 年提案 に表れているような非常に重要な成果を挙げ たことは、第一回ローマ規程検討会議に好機 を到来させることになった。しかし 2010 年 5月31日に代表団がカンパラに到着したと きは、この好機が具体的な結果をもたらすこ とになるのかまったく不明確であったし、む しろ懐疑主義が優勢であった―少なくともカ ンパラの外では一と言ってよいだろう。(会 議の)成功にとって欠くことのできない3つ の基本的条件は、第一に締約国が2009年提 案の第8条の二の定義と構成要件文書草案に 関する暫定的合意を維持すること、第二に締 約国が侵略に対する裁判所の管轄権行使につ いて解決を見つけること(これには安全保障 理事会の役割をどうするかという難問中の難 問も含まれる). 第三に全体の合意は締約国 と非締約国との間に大きな対立をひきおこす ものであってはならないこと、である。最終 的な決定は、確かに締約国の三分の二の多数 決で行うことが法的には可能であったが (ローマ規程第121条(3)). 投票を行うとい う政治的意思があるかどうかははっきりして おらず. さらに必要な多数を確保するために 充分な数の代表団が出席するかということさ え明らかでなかった。したがって、「投票に かける. という脅し」は妥協 (compromise) を得るための動機付けとして働く余地はほと んどなかった。容易だとはいえないこのよう な状況の中での最善の交渉戦略は、管轄権行 使の条件の問題の議論にできる限り集中し て、まずはじめに国家の同意(consent)の役 割について合意(agreement)を求めるとい うことであった。そのような合意ができて初 めて、フランスと英国が、侵略に対する安全 保障理事会の独占に対する固執から離れるの ではないかと期待することができると思われ た。幸いなことにこの戦略が最終的に広く行 われることとなったが、これは作業部会の議 長と検討会議の議長のリーダーシップに負う ところが多かった。

## A. プレリュード:採択される見込みのない選択肢を排除する

侵略犯罪に関する作業は、まず舞台裏での侵略犯罪特別作業部会の議長と関心を持つ代表団との二者間の一連の交渉から始まった。第一回目の正式な審議は2010年6月4日に始まり、各国の発言は全体的にこれが歴史的な機会であるという理解と、この機会を生かすべきだという意思を表明するものだった。カ

ンパラでは迅速かつ果敢に前進するべきだということは幅広く認識されていたことを受け、議長の最初の「修正された議場ペーパー」は、安全保障理事会が行動をとらなかった場合は、総会を関与させる又は国際司法裁判所に手続的役割を与えるという二つの妥協的選択肢を削除することを提案していた。これらの選択肢は、時間がたつにつれて、その潜在能力が消滅してしまったので、これらを放棄するという提案に反対はなかった。

### B. 第一場: アルゼンチン, ブラジル, スイスによる最初の動き

2010年6月6日(日). 交渉の最終局面が. ア ルゼンチン、ブラジル、スイスによるノン・ ペーパーの提出から開始された(「ABS 提 案」)。これは国家の同意問題に関する意見の 相違のギャップを、ICC 規程第13条に列挙 されている安全保障理事会のトリガーと管轄 権行使を開始させる他の二つの形態を区別す ることによって埋めるという創造的な試み だった。安全保障理事会のトリガーによる場 合の発効は ICC 規程第 121 条(5)の第一文に よって統制させ、ICC 規程第13条(b)によっ て管轄権行使についてその他の条件を必要と しないとする。これとは反対に他の二つのト リガーに関しての発効は第 121 条(4)に従うも のとするというものだった。つまりこの点で は管轄権行使の前提条件については ICC 規 程の第12条(2)において一般に想定されてい るものと同様だということだったのである。 2010年6月7日 (月), この「ABS 提案」は 非常に工夫されていると評価され、交渉のそ の後の行方に大きな影響を与えた。安全保障 理事会のトリガーと他の二つのトリガーを区 別するという提案は、2010年6月7日付け議長の議場ペーパーに取り入れられた。しかし、それは121条(4)モデルを強くよりどころとしていたため、121条(5)モデル・消極的理解の強い支持者からは賛同が得られる見込みはなかったし、ましてフランスや英国の支持を得ることは考えられなかった。したがって更なる動きが続いたのである。

### C. 第二場:カナダの対応

2010年6月8日 (火). カナダが ABS 提案に 反応し、「メニュー・アプローチ」と呼ぶ提案 を行った。カナダの提案というのは、安全保 障理事会が侵略行為の認定を行っていない場 合(事例) に, 第 121 条(5)モデル・消極的理 解を「オプト・イン」メカニズム(国家が同 意しなければ、ICC は管轄権を行使すること ができない)に読み込むというものだった。 この場合、裁判所は予審裁判部が許可を与え、 かつ「すべての関係国」がオプト・インを宣 言している場合に捜査を開始することができ るようになる。安全保障理事会の認定がない 場合に、この提案はきわめて相互的で、国家 の同意を基礎とする管轄権のレジームを作り 出すことになる。予想通り、カナダの提案は ABS 提案の支持者の多くに幾分の不満をも たらすことになり、 両極の立場が直接交渉す ることが必要となったのである。

### D. 第三場:溝を埋める

2010年6月9日(水)の午後、それらの交渉後、共同宣言が出された。ここに至るまでは他の関心を持つ代表団も貢献したが、便宜上、「ABCS ノン・ペーパー」と呼ぶことにしよう。「ABCS ノン・ペーパー」はまずすでに

強固に合意されていた前提,つまり安全保障理事会による付託の場合は、ICC はそれ以上の条件なく管轄権を行使できるということを出発点としていた。したがって「ABCSノン・ペーパー」の焦点は、あと残り二つのトリガーに関する管轄権行使のレジームだった。この宣言が、最終的な合意への道を開いたので、オリジナル(verbatim)が紹介されるべきと思われる。

### 第15条の二

侵略犯罪に対する管轄権の行使(国家付託, proprio motu(自己の発意による捜査の開始)

4. (第2案 (Alternative 2)) ······

4の二 裁判所は締約国の国民又はその 領域で行われた侵略犯罪について、当該 締約国が本条4に規定する裁判所の管轄 権に対する不同意の宣言を行っていない 限り、第12条にしたがって管轄権を行 使することができる。

4の三 そのような宣言は2015年12月31日より前のいずれのとき、またはその後にローマ規程の批准または加入が行われる場合は、批准または加入の際に国連の事務総長に寄託されうる。この宣言はいつでも撤回することができ、その場合は裁判所は1の規定に従って、当該国家に関して管轄権を行使することができる。

4の四 この規程の締約国ではない国家に関しては、裁判所はその国家の国民又

はその領域で行われた場合に、この規定 に従って侵略犯罪に関して管轄権を行使 してはならない。

「ABCS ノン・ペーパー」はこのようにし て ICC 規程第 12 条が侵略犯罪に関しても適 用があるという考え方を取り入れ. しかし二 つの重要な注意書き (caveat) を加えている。 第一は、いかなる締約国もオプト・アウトの 権利を持つべきだということであり、第二に、 裁判所は非締約国の国民または非締約国の領 域で行われた犯罪に関して管轄権を行使する ことが妨げられるということである。つまり 第 121 条(4)モデルから第 12 条を適用すると いう(考え方の)出発点を取り入れて、しか し二つの方法で国家の同意の欠如を承認する ことによって. 第121条(4)モデルの帰結をか なりソフトにする、という巧妙な妥協が図ら れた。(さらに) この枠組み (スキーム) は裁 判所の管轄権行使の「有効化条項」 ('activation clause') によって完結するもの とされていた。第121条(5)の第一文を発効の ための参照条文としたうえで、第15条の二 (1)草案は管轄権行使のために追加的条件を定 めた。つまり「締約国についてこの条文が発 効してから」5年が経過することを要求した のである。「ABCS ノン・ペーパー」はすぐ に広範な支持を得ることとなった。カンパラ 会議の最後の2日間のダイナミックスに対す るこの提案のインパクトは、締約国の間に合 意の基礎を用意したという点で非常に重要で ある。しかしフランスと英国をこのコンセン サスに参加させるにはまだ説得が足りなかっ た。なぜなら「ABCS ノン・ペーパー」は第 2 案 2 (Alternative 2) を採用しているので.

想定どおり安全保障理事会の独占という考え 方を拒否していたからである。実際,この二 つの国と他の三つの安全保障理事会の常任理 事国であって ICC 規程の非締約国である国 家がよもやこの「ABCS ノン・ペーパー」を 好意的に受け入れるとは思われなかった。こ の予想はのちにあたっていたことがわかるの である。

### E. 間奏曲:米国との交渉

「ABCS ノン・ペーパー」にいたる非公式の 交渉とほぼ同時並行で、かなり異なったト ピックに関する協議が始まった。2010年6 月4日の一般討議におけるステートメント で、米国代表団の団長であり、国務省の法律 顧問は第8条の二草案における侵略犯罪の実 体的定義に不満を表明した。彼は合法的な武 力行使を犯罪化する危険性があることおよび 慣習国際刑事法からの逸脱という二つの主要 な危険性について指摘した。しかし重要なこ とは、彼が第8条の二草案の文言の変更に固 執するのではなくて、この規定に付随する了 解 (understanding) を通じて、これら二つの 懸念を処理する可能性をほのめかしたことに ある。2010年6月7日、米国代表団はこれら の発言を確認するように、第8条の二草案に 対する長文の了解草案を提示した。そのとき までに第8条の二草案に対するコンセンサス はすでに固まっていたということとすでに交 渉は後半になっていたこともあり、圧倒的多 数の代表団は当然のことながらこれらの提案 の議論を始めるということに消極的だった。 しかしそれと同時に非常にオープンな、そし て建設的な精神とともにカンパラにやってき た米国代表団と交渉しないということは賢く

ないということも感じられていた。そのため ドイツ代表団は了解草案に関する協議の中心 的担当者 (Focal Point) となることを任され、 合意のための道を探ることになったのであ る。

6月8日と9日における緊密な二国間及び 地域的協議の後、第8条の二草案を慣習国際 刑事法から切り離し、国家の武力行使の一定 の事例を侵略犯罪の定義から明確に排除する という試みの了解の部分については、合意に は至ることはほぼないということが明らかに なった。ただし重要なのは、国家による武力 行使の一定の事例を排除するという米国提案 についてこれ以上議論しないとしたことは. その内容に関して米国と不一致があったとい うことを必ずしも意味しないということであ る。この点は、特に第8条の二草案の範囲か ら純然たる武力による人道的介入を明示的に 排除しようとした最も繊細な米国提案に関し ては特に強調しておくことは意味のあること である。この局面での主要な懸念は、(むし ろ) 現在の国際安全保障法の鍵となる争点に ついて、外交交渉の最終段階の慌しさの中で、 十分に注意を払わずに起草された了解という 形で取り扱うことが適当といえないだろうと いうものだった。

このようなことからドイツ代表団は「成果がないよりは最小の獲得で満足する」 ('minimalist') アプローチを追求することに決め、より一般的な文言を使った米国代表団にとって重要と思われる二つの提案について合意を求めることにした。2010年6月9日、中心的担当者は次の二つの了解草案を、問題を決着させるための非公式協議に集まった代表団に提出した。

### 1. 了解 X

侵略行為が行われたかどうかの認定は特定の各事例で、すべての状況の検討を必要とし、すなわち武力が使用された目的、関連する諸行為の重大性及びその帰結、さらに違法な武力行使のもっとも深刻で危険な形態のみが侵略を構成すると了解する。

### 2. 了解 Y

侵略行為が国連憲章の明白な違反を構成するかどうかを確定するためには性質、 重大性、および規模という3つの構成要素のそれぞれが独立して「明白な」認定を正当化するために充分でなければならないと了解する。

両方の提案とも一般的には好意的に受け入れられたが、しかし特定の要素についてはいくらか議論を生み出した。了解 X については、イランが決議 3314 の第 2 条の文言により近づくことを提案した。米国代表団はこれに合意したので、これが実際にはのちに了解第6として検討会議で採択された。それは次のようなものである。

侵略は違法な武力行使の最も深刻で危険 な形態であることを了解する。また侵略 行為がおこなわれたかどうかの決定は、 関連の行為およびその結果の重大性を含 む個々の特定の事件のすべての状況を考 慮して、国連憲章に従ってなされなけれ ばならないことを了解する。

了解 Y はカナダ代表団の要請により、再度 文言が修正された。カナダが懸念したのは、 ある国家の武力の使用であって、ひとつの構成要素についてはほぼ(almost)明白に違法であるけれども、他の二つの構成要素に関してはまったく(definifely)明白に違法であるという場合が考えられるということである。カナダはそのような軍事力の使用は第8条の二(1)草案の敷居を充たすとされるべきだけれども、了解草案Yによれば必ずしもそうとはいえないと説明した。同時にカナダは上記のような想定では、裁判所は一つの構成要素がほぼ充足したという事実を検討するだろうという見解だった。カナダの観点では、三つの構成要素の取り合わせは肝心なことだった。したがって、カナダは次のような文言の修正を了解草案Yに提案した。

侵略行為が国連憲章の明白な違反を構成するかどうかを認定する際には、性質、重大性、および規模の三つの要素が「明白な」('manifest')という決定を正当化するために十分でなければならないことと了解する。

米国は次の一文の追加を条件にこれに合意した。

いずれか一つの要素がそれ自体で明白性 基準を充たすために十分に重要となるこ とはない。

この文の背景にある考え方は、一つの構成要素は大部分顕著に存在しているが、その他二つは完全に欠如しているという事例における明白な違法性の認定を排除するというものだった。第8条の二(1)草案における敷居の要

求の定式化における「および」という語の使用がそのような事例における明白な違法性の認定を排除すると考えられたのである。

了解 Y 草案を二つの連続する文章に修正 するというカナダと米国の提案には反対は表 明されず、その後これが検討会議で採択され た了解第7となった。

### F. フィナーレ:ヴィクトリア湖での真夏 の夜のドラマ

2010 年 6 月 10 日 (木), Wenaweser 大使は ほとんど「ABCS ノン・ペーパー」をひきう つしたノン・ペーパーを提出した。安全保障 理事会の五つの常任理事国をさらに説得する 試みとして、この提案は ICC の管轄権の有効 化を、改正規定に対する30カ国の批准また は受諾を要すると追加的に敷居を上げること によってさらに遅らせるという考えを強調し ていた。また興味深いことに、この改正規定 に先んじる決議の草案 (draft-enabling resolution) では、同時に改正規定は ICC 規 程第121条(5)に従って発効すると示されてい たのである。最終的に、そして重要なことに、 このノン・ペーパーは、締約国による付託ま たは検察官の自己の発意による捜査のあと で、もし安全保障理事会が侵略行為の認定を 行わなかった場合にどうするべきかという 「難問中の難問」に対処することはまだ控え ていた。

会議の最終日の午後になって初めて議長は 不可避の選択を示したノン・ペーパーを発表 した。この時までに非常に明らかとなってい たのは、安全保障理事会の独占を維持するこ とはコンセンサスを確保する見込みがほとん どないばかりか、三分の二の多数をえること さえできないということだった。したがってコンセンサスへ至るための現実的な唯一の道はこの考えを放棄することであり、2010年6月11日午後4時半の議長ノン・ペーパーはまさにこれを行った。五つの常任理事国の、特にフランスと英国の反応はどうなるかはわからなかった。ただノン・ペーパーがICCの管轄権の有効化のさらなる条件に関する文章表現のために一つのパラグラフを開けていたので、安全保障理事会の五つの常任理事国に対する最後の譲歩はまたしても改正規定が採択されるためのハードルを上げるという形態をとるのではないかと推測され、交渉は今やその点に集中することになった。

決断の時は真夜中過ぎに訪れた。議長は彼の最終的な合意提案を提示したが、そこには追加的な条件、つまり「規程の改正の採択に必要な同じ締約国の多数によって2017年1月1日より後に決定された場合」が含まれていた。改正規定に先んじる決議の草案の文言と管轄権行使の条件に関する二つの規程草案の完全な文言は次の通りであった(ある)。

### 侵略犯罪

検討会議は

ローマ規程の第12条1を想起し.

ローマ規程の第5条2を想起し,

また1998年7月17日の国際刑事裁判 所設立のための国連全権外交会議におい て採択された決議 Fのパラグラフ7を 想起し,

さらに侵略犯罪に関する継続的作業についての決議 ICC-ASP/1/Res. 1 を想起し、かつ侵略犯罪特別作業部会に対して、侵略犯罪に関する規定についての諸提案

を作ったことに謝意を表明し.

締約国会議がその決議 ICC-ASP/ 8/Res. 6によって、侵略犯罪に関する規 定についての諸提案を検討会議に考慮す るように提供したことに留意し.

侵略犯罪に関する裁判所の管轄権をで きるだけ早く有効にするよう決意し.

- (1)国際刑事裁判所のローマ規程(以下, ローマ規程)第5条2に従って,この決 議の付属書Iに含まれている規定に対す る改正規定(amendments)を採択する。 この改正規定は批准または受諾に開放され,第121条5に従って発効する。また 締約国のいずれもその批准または受諾の 前に第15条の二に言及されている宣言 を行うことができる。
- (2)この決議の付属書 II に含まれている 犯罪の構成要件に対する改正規定を採択 することをも決定する。
- (3)この決議の付属書 III に含まれている 上記の改正規定の解釈に関する了解を採 択することをも決定する。
- (4)侵略犯罪に関する改正規定を裁判所が 管轄権を行使するようになってから7年 後に見直すことをさらに決定する。
- (5)すべての締約国に対して、付属書Iに 含まれる改正規定を批准または受諾する ように要請する。

### 付属書I

...

第 15 条の二 侵略犯罪についての管轄 権の行使(国による付託, proprio motu (自己の発意による捜査の開始)

(1)裁判所は、本条の規定に従うことを条

件として、第13条(a)および(c)に従い、侵略犯罪について管轄権を行使することができる。

- (2)裁判所は、30の締約国による改正の批准または受諾から1年より後に行われた侵略犯罪についてのみ、管轄権を行使することができる。
- (3)裁判所は、この規程の改正の採択に必要なものと同じ締約国の多数によって2017年1月より後に決定されるところに従うことを条件として、本条に従い、侵略犯罪について管轄権を行使する。
- (4)裁判所は、第12条にしたがって、締約国により行われた侵略行為から生ずる侵略犯罪について、当該締約国が裁判所書記に対して宣言を行うことによってそのような管轄権を受諾しない旨をあらかじめ宣言していない限り、管轄権を行使することができる。そのような宣言の撤回はいつでもすることができ、3年以内に当該締約国によって検討されなければならない。
- (5)この規程の締約国でない国に関しては、裁判所は侵略犯罪について、それがその国の国民により、またはその国の領域内で行われた場合は管轄権を行使しない。
- (6)検察官が侵略犯罪について捜査を進める合理的な根拠があると結論する場合には、まず、安全保障理事会が当該国により行われた侵略行為を認定したか否かを確認する。検察官は、裁判所に係属する事態について、関連する情報および文書を含めて、国際連合事務総長に通報する。(7)安全保障理事会がそのような認定をし

た場合には、検察官は侵略犯罪について 捜査を進めることができる。

(8)通報の日から6カ月以内にそのような認定が行われない場合は、予審裁判部門(Pre-Trial Division)が第15条に規定する手続により侵略犯罪について捜査の開始を許可し、安全保障理事会が第16条に従って別段の決定をしないことを条件として、検察官は侵略犯罪について捜査を進めることができる。

(9)裁判所とは異なる機関によってなされた侵略行為の認定は、この規程に基づく 裁判所自身の判断には影響を与えるものではない。

(10)この規定は第5条に掲げられている他の犯罪についての管轄権の行使に関する諸規定には影響を与えない。

. . .

第15条の三 侵略犯罪についての管轄権の行使(安全保障理事会による付託) (1)裁判所は、本条の規定に従うことを条件として、第13条(b)に従い、侵略犯罪について管轄権を行使することができる。 (2)裁判所は、30の締約国による改正の批准または受諾から1年より後に行われた侵略犯罪についてのみ、管轄権を行使することができる。

(3)裁判所は、この規程の改正の採択に必要なものと同じ締約国の多数によって2017年1月より後に決定されるところに従うことを条件として、本条に従い、侵略犯罪について管轄権を行使する。

(4)裁判所とは異なる機関によってなされた侵略行為の認定は、この規程に基づく 裁判所自身の判断には影響を与えるもの ではない。

(5)この規定は第5条に掲げられている他の犯罪についての管轄権の行使に関する 諸規定には影響を与えない。

全体会合では代表団が最終的な協議をできるように最後の中断が行われた。その後、議長は議場に戻り、何かそれ以上するのではなくて、彼のこの最終的な提案が議場のコンセンサスを得ていると考えてよいかどうかと尋ねた。この後の物語はこの論文の読者には良く知られている。ヴィクトリア湖の素晴らしい眺望のある広いカンパラ会議リゾートのテラスは国際刑事裁判所規程の第一回検討会議の代表団たちが歴史的な偉業を祝う場となったのである。

# カンパラの合意 (compromise): 完ぺきを求めないこと (modesty) による躍進

法政策の問題として、ICC 規程に侵略犯罪を 含めるかどうかは論争のあるところだったの であり、批判的な論者は、交渉過程全体にわ たって自らの声が聞こえるようにした。ここ はその論争を続ける適当な場ではない。その 代わりに、以下ではカンパラ合意のカギとな る要素について最初の評価を提供することに しよう。

### A. 犯罪の定義

もし定義の評価のための基準が、それが「法 典化の最も高い標準」に見合うかどうかとい う期待であるとすれば、ICC 規程の第8条の 二草案は合格できないだろう。決議 3314 の

第3条に言及したことは問題を残している し、国家の犯罪的な武力の使用の本質はおそ らく集団的意思 (collective intent) の要件を 通じての方がより良く表現されただろう。し かし侵略犯罪の定義に対してそのような高度 な標準を定めることはほとんどその犯罪を定 義するというプロジェクトを放棄するという のに等しい。もしより現実的な尺度を選択す るとすれば、どれだけのことが達成できたの かを認識するのは可能である。犯罪を狭く定 義することは、ICC の管轄権の対象を集団的 な司法介入を明らかに正当なものとする行為 に限るべきだという、ICC 規程の起草者たち の一般的なアプローチにそっている。より具 体的には、「明らかな違法性」('manifest illegality') は、残念ながら武力行使の禁止に 関する第一次的規則がかなり不明確であると いう事実を見据えてのものである。国際刑事 司法という裏口を通じて、裁判所が現代国際 安全保障法の主要な論争点について判断を下 さなければならないといった任務によって過 度な負担をかけられないように確保するため の道具を、ICC の裁判官たちは与えられたの である。確かに定義はかなりの部分司法的洗 練を受ける必要が残っている。特に敷居の要 件についてそうである。この規範の中味をさ らに解明するために、どの程度慣習国際法が 助けになるかを探ることは将来の重要な課題 である。いずれにせよ、2017年になればその 違法性がかなり議論の余地のない大規模な武 力の使用を開始することを決定する際はいつ でも刑事的処罰のリスクがあることが、国家 の指導者たちに知らされた。交渉はもっと悪 い結果しか得られなかったかもしれないので ある。

### B 管轄権の枠組み

1. 安全保障理事会(の付託)に基づく柱 安全保障理事会が侵略犯罪の嫌疑を含む事態 を ICC に付託する権限を持つことについて は争いがなく、ICC 規程第15条の三草案は この権限を認めている。興味深いことに. こ の規定は安全保障理事会が侵略行為の認定を 行うことを要件とはしていないので、安全保 障理事会が憲章第39条に基づく最重要の認 定を行わないで、(ICC の検察官による) 捜査 に青信号を発することを望むことができると いう考えを認めることになっている。これが 憲章の第39条およびICC 規程第13条(b)の もとでの安全保障理事会の実行にどのように 影響するかは、国際安全保障法の将来の発展 に関する大変興味深い問題である。重要なこ とは、裁判所の管轄権行使についての安全保 障理事会の付託による柱については、カンパ ラの改正規定に対する国家の同意という要件 には条件づけられていないということであ る。「第 121 条(5)を消極的理解 (negative understanding) で解釈する立場」をとる諸 国家でさえ、侵略犯罪に対する ICC の普遍的 管轄権を起動させる安全保障理事会の権限に ついては容易に認めていることは注目に値す る。

## 2. 同意を基礎とすることを緩和した柱 (The (Soft) Consent-based Pillar)

交渉の中で最も複雑だったのは侵略犯罪に関する手続に関して安全保障理事会の独占 (monopoly) を認めるかどうかであった。 第15条の二草案は締約国による付託と検察官の自己の発意による付託を扱うものであるが、安全保障理事会の独占という問題に対し

て否定的に答えており、予審裁判部門 (Pre-Trial Division) の特別の司法的フィルターを 設定しただけで、(それをくぐれたら) すべて の事件において捜査の開始を許可しなければ ならないとした。これ自体. ローマ規程の根 源的な希望である国際刑事法の平等な適用と いう目標の観点からみると主要な達成である といえる。しかし安全保障理事会の独占の維 持というのは最も強力だったのであり、その 結果, それを打ち砕くためには高い代償を払 わなければならなかったのは驚くに値しな い。部分的にはこの理由で第15条の二は非 常に複雑な内容になっているのである。さら にその複雑さは ICC 規程の第 5 条(2)が第 121 条との関連において読むとそもそもその意味 が根本的に曖昧であるということと、交渉過 程においてこの不明瞭さを原因として生じた 論争によって深まっているのである。カンパ ラの合意の採択の際に、日本は第15条の二 草案は「非常に疑わしい法的な基盤」に基礎 づけられていることに遺憾の意を表明した。 そのような懸念は非常に深刻に受け止められ る必要があり、この論文の中でそれに対して 完全な回答を提供できると考えるのは野心的 に過ぎるだろう。しかし、私たちはこの問題 に幾つかの光を当てる謙虚な試みを行いたい と望んでいる。理想的にはこのことがカンパ ラの合意の最も繊細な要素に関する建設的な 議論へ貢献するかもしれない。

第15条の二(4)草案の第一文は第12条の侵略犯罪に対する適用について規定している。 しかしこの適用は、侵略犯罪はICCの管轄権を受け入れないという宣言をそれまでに行っていない締約国によって侵された侵略行為から生じたものでなくてはならないという、か なりの制限がつけられている。このことは次のことを意味する。第一に、裁判所は非締約国の侵略行為によって生じた侵略犯罪の容疑について管轄権を行使することはできないということである。この最初の制限は第15条の二(5)草案をいくらか不必要にすることになる。(5)が(4)に本質的に付け加えているのは、締約国であって侵略犯罪に関する改正を批准したが非締約国に対してオプト・アウトの宣言はしていない締約国によって行われた侵略行為から生じた侵略犯罪の容疑の事件に関してもICCは管轄権を行使することができないというさらなる制限なのである。

次に. 第12条の適用に対する第15条の二 (4)草案の2つ目の制限は、管轄権の体制から それまでにオプト・アウトしている締約国の 侵略行為から生じた侵略犯罪の容疑について ICC は管轄権を行使することができないとい うことである。しかしこの2番目の制限は裁 判所が締約国の侵略行為から生じた侵略犯罪 の容疑について管轄権を行使できるのは、そ の締約国が侵略犯罪に関する改正を批准また は受諾したときに限る. ということを意味す るのではないのである。第15条の二(4)草案 の規定ぶりはそのような制限を示唆するので はなく、またこのような規定ぶりになった起 源ともそのような制限は矛盾する。「オプ ト・アウト宣言」というアイデアはまさに12 条(2)に基づく管轄権の体制を修正なしに適用 する立場 (ABS 提案) と、厳格に同意に基づ く体制を優先させる立場(カナダ提案)との 隙間を埋めるために考案されたのである。侵 略行為を行ったとされる締約国の批准を不可 欠とせず、しかし国家に対してオプト・アウ トする権利を認めるのは、「緩和された同意

を基礎とする体制」(softened consent-based regime)ともいうべきものであり、それは二つの極のおよそ中間に位置し、その結果、合意に達するための適切な基盤だったのである。

しかし侵略国家が侵略犯罪に関する改正を 批准したかどうかという要件は決議 (enabling resolution) の本文の第一パラグ ラフの結果ではないかという意見もあろう。 そのパラグラフでは侵略犯罪に関する改正は 「第 121 条(5)にしたがって効力を生じる」と 規定しているからである。この言及は第 121 条(5)の2番目の文章を含むとして読むことが できるのであり、そして消極的理解 (negative understanding) の立場に立つとすると、ま さに侵略国家の批准を必要とすることにな る。もしこれが実際に第121条(5)への言及の 法的効果だとしたら、「オプト・アウトメカニ ズム」は妥協を成立させた能力を失ってしま う。さらに第15条の二(4)草案の主要なポイ ントは、まさに ICC は原則として「第 12 条 にしたがって」管轄権を侵略犯罪についても 行使するということにある。もし侵略を行っ たとされる国家の批准がすべての状況におい て要件とされるとしたら、この原則は完全に 意味を失ってしまう。そうだとすれば、第15 条の二(4)草案と決議の本文第一パラグラフと の間にまったくの矛盾が存在することを否定 することは難しい。しかしより詳細に検討す れば、そのような矛盾する解釈は避けること ができる。決議本体での第121条(5)への言及 は効力の発生という特定目的のためであっ て、決議の第一文のみがその問題を扱ってい るのである。このように考えれば、決議本体 と第15条の二(4)草案を調和的に解釈するこ

とは完全に可能であるし、そうすべきであり、 それは後者の文言と交渉過程が示唆するもの なのである。

残る問題としては、第12条(2)がいかに実 際にオプト・アウトしていない国家による侵 略行為から生じた侵略犯罪の事件に適用され るかということである。分析のこの時点で決 議の本文第一パラグラフが効果を発するので あって, つまり侵略犯罪に関する改正は第 121条(5)によって効力を生じるという言明で ある。この規定の第一文ではこの規定による 改正は「当該改正を受諾した締約国について は、その批准書又は受諾書の寄託の後一年で 効力を生ずる」としている。「(同意した)締 約国に関する改正の発効」は本質的に何を意 味するかというと、この締約国は今や第12 条(2)に規定されている二つの管轄権の連結点 のうちのどれかを裁判所に対して提供するこ とができるということである。このことから 以下のうちの一つの帰結が導かれる。つまり 侵略を行ったとされる締約国が侵略犯罪に関 する改正を批准すると、第12条(2)(b)にした がって、被害者と思われる締約国の批准は関 係がなくなる (immaterial)。もし侵略を行っ たとされる締約国が侵略犯罪に関する改正を 批准していないと、その時は被害にあった締 約国の批准が必要となるのである。

全体としてみると、このような管轄権の体制はおそらく「ソフトに」同意に基づいた体制と呼ぶことができ、つまり「厳格に」同意に基づいた第121条(5)を消極的理解(negative understanding)とともに解釈した場合と区別できるだろう。日本が提起した重要な問題は、前者が強固な法的基盤に依拠しているかどうかということである。第15

条の二(4)草案の解釈は前述した(3 C. 3) いず れのモデルにも適合していない。強調すべき ことは、それは「積極的理解(positive understanding) で第 121 条(5)を解釈するモ デル」についてもいえるということである。 締約国がカンパラの合意で第121条(5)の第二 文のこの解釈について合意したくなかったこ とは、「ローマ規程第8条に対する改正」に関 する決議の前文の第二パラグラフが、それが 「積極的理解(positive understanding)」を 是認するものではないと述べていることから 明らかである。また積極的理解による第121 条(5)の解釈は侵略犯罪に限られるとする合意 もなされていない。なぜならば積極的理解で 第 121 条(5)を解釈するモデル以外では、非締 約国によってなされたまたは非締約国に対し て行われた侵略犯罪は ICC 規程第 15 条の二 (4)および(5)草案の合同の効果によって裁判所 の管轄権の範囲から排除されるからである。

したがって日本が、第 15 条の二草案に具体化された管轄権の体制が第 121 条(4)も(5)も反映したものではないために、創設的で、独自な(sui generis)な解決であるとしたことは正しい。カンパラ合意の「同意を基礎とすることを緩和した柱」はおそらく「採択」(adoption)と第 121 条(4)モデルを出発点とし、そのうえでこれらを第 121 条(5)に規定されている発効メカニズムとかなり射程範囲の広い管轄権行使の独自の(sui generis)セットで修正したものである。

重要な問題は、締約国は煩雑な第 121 条(4) に規定される解釈手続にまずよることなしに、このように創設的になる法的権限を持っていたかどうかである。私たちの考えでは、そのような権限は国家が交渉しなければなら

ない法的枠組がそもそも根本的に不明瞭で あったことから必要なこととして存在してい たと思う。それぞれがどのような優先順位を 持っていた(持っている)としても、公平に 見れば. 第5条(2)と第121条の間の関係につ いて満足のいく説明ができるモデルは存在し ないということを認めなければならない。法 的行き止まりともいえる ICC 規程の第 121 条について言及することに直面して,「この 犯罪について管轄権を行使する条件を定め る | 権限を与えているのだから、第5条(2)は 締約国に対して、第15条の二(4)草案に至る 道を作った独自の (sui generis) 体制を作り 出す権限を与えていると解釈すべきである。 第15条の二(4)草案の法的基礎は確かに盤石 ではないが、しかし趨勢においてはできる限 り強固なものである。理想的には、そして日 本がこの方向で注意を喚起したのは正しい が、 国家が第 15 条の二(4)草案の解釈につい て共通の理解に達することが望ましい。しか しもしそれが不可能であれば、問題が起きた 時に裁判所による明確化を待つことを恐れて はならないだろう。

「同意を基礎とすることを緩和した柱」に 基づくICCの管轄権の範囲では、侵略犯罪は すべての文脈において平等に訴追されなけれ ばならないという大胆な期待にこたえること はできない。この犯罪に関する裁判所の管轄 権行使の重要な制限は、疑いなく、非締約国 によって行われた侵略行為から生じた侵略犯 罪については無条件に排除したという点だろ う。厳密に法的な観点からはこのような決定 は不必要だったのであり、法政策的観点から は確かに嘆かわしいことだ。しかし侵略犯罪 については他の国際法上の犯罪と同じように 扱うことに非常に力強い抵抗があったということが国際的生活の現実だった。このような極度に困難な状況にあっては、安全保障理事会に基づく管轄権の柱が国家の同意による柱によって補完されたことは称賛されるべきことだ。オプト・アウトメカニズムとともに第12条(2)を適用する決定を通じて、同意を必要とするという原則(principle of consent)の適用がいくらか和らげられたことは、カンパラ前に理性的に考えようとしたうえでの期待をしのぐものだった。

### C. 侵略犯罪と補完性の原則

相対的にみると ICC 規程の補完性の原則が 侵略犯罪の場合にはどのように適用されるの かという問題にはあまり関心が持たれなかっ た。これは 2004 年のプリンストン会議で議 論され、ICC 規程の第 17 条以下は修正なし に適用されるべきだという見解が主流だっ た。カンパラではこの問題は米国代表団に よって提起されたのだが、彼らは、「締約国が その国内法に定義を受容すると、管轄権の拡 大的諸原則によっては、政府の役人が他国の 裁判所で侵略の嫌疑で訴追されることを促進 するのではないか」という懸念を表明したの である。了解第 5 はこの懸念に対する事実上 の対応であると言える。すなわち:

改正は他国の行った侵略行為に関して国 内管轄権を行使する権利または義務を創 設すると解してはならないことを了解す る。

一見したところ,この了解は,全く当然の ことを述べているにすぎないように見える。

なぜなら ICC 規程は一般的に締約国に対し て国内立法や裁判に関して何らかの権利や義 務を創設するようには企図されていないから である。この了解の背後にある意図はより微 妙である。一般的に言って、ICC 規程の補完 性の原則の根底にある目標と言うのは、締約 国は自分が ICC 規程第5条に掲げられてい る犯罪に対して. 少なくとも ICC 規程第12 条(2)(a)および(b)に言及されているような管轄 権の基準(訳注―属地主義および積極的属人 主義)によって当該犯罪に関係する場合は自 らが管轄権を行使できる状態にしておこうと いうことであった。了解第5が意味しようと するところは、同じ目標は、問題となる国家 によって侵略行為が行われたことによって侵 略犯罪が行われたという場合を除いては、侵 略犯罪には当てはまらないということであ る。この了解の観点からは、国家は侵略犯罪 に対して積極的属人主義に基づく以外は国内 管轄権を整備することを求められていると思 わなくてよいということである。この了解が 将来、実際に国内立法に関して抑制的な効果 を持つかどうかを見ていくのは興味深いこと である。

### 6. 未来に向かって

明らかにカンパラの合意はすべての人をハッピーにするものではない。おそらくまた誰をも完全にはハッピーにしないということも真実だろう。しかしおよそ一世紀に及ぶ活発な議論の後で、ICC 規程の締約国は侵略犯罪に対する裁判所の管轄権行使の基盤を準備する決定を行ったのであり、これをコンセンサスによって行ったのである。最終的な合意の欠

点と複雑さが何であれ、これは国際法の発展 の中で画期的な出来事である。締約国と ICC を支持する NGO は合意を支え合うべきであ り, 2017年1月よりあとすぐに ICC の管轄 権行使を有効にするという約束についていか なる疑いも残すべきではない。裁判所は自分 の管轄権の対象にある他の犯罪に関する場合 と同じように、侵略犯罪についても政治色を 帯びないで管轄権を行使することができるこ とを証明する機会が与えられるだろう。もし それに成功すれば、国際社会の世論が ICC の 管轄権が及ぶ範囲を拡大することについてそ のソフトパワーを少しずつ行使し始めるかも しれないと考えることは非理性的ではない。 Robert Jackson の有名なニュルンベルグの 誓いは、この論文の冒頭でも触れたが、次の ように述べている。

定期的に戦争がおこることを避けるため の決定的な手段は、戦争が起こるのは国 際的に法が機能しないという体制のもと では不可避なのだから、国家の政治指導 者を法に対して責任を持つようにすることである。また明確にしておきたいのは、このことはドイツの侵略者たちにまず適用されたが、それが有益な目的に資するためには、他の国による侵略をも非難しなければならないし、それは今日は判決を下す側に座っている者達を含むのである。

この誓いは今も響き返している。カンパラの 合意はその究極的な達成への扉を開いたので ある。

(了)

注

- (1) 本学部教員
- (2) 大阪大学大学院法学研究科国際法専攻 博士 後期課程
- (3) 原文にはないがローマ規程第 20 条(3)の文言を加えて訳出した。